

	意見	質問
新宿区	<p>インターネット上で行われるヘイトスピーチに関し、国においては「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の整備を行うとともに、総務省からの通信関連業界4団体への要請により、業界団体において「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」や「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を策定するなどの対応が取られているところです。</p> <p>しかし、人権侵害が明らかな内容であっても、個人がプロバイダや掲示板管理者等への削除請求を行うには膨大な時間と労力を要し、さらには拡散された情報全てに対応することは相当困難であることから、国としてヘイトスピーチを行う側の情報開示や罰則等についての更なる法的整備を望みます。</p>	<p>法務省人権擁護局より平成31年3月12日付け事務連絡で「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について」が周知されたところですが、今後行われる選挙運動、政治活動においてもヘイトスピーチが行われる恐れがあることから、国として更なる対応を想定されていますか。</p>
神奈川県	<p>・インターネット上の差別的書き込みをまとめて法務局に削除依頼を行った結果について、開示を検討いただきたい。</p>	<p>本県から、次の事項について法務省と総務省に対し要望を行っているところですが、具体的な対応に着手されているか取組状況をお伺いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘイトスピーチ解消法については、憲法が保障する「表現の自由」への配慮が必要なことから、自治体ごとの判断に委ねることなく、全国一律の判断基準に基づいた規制が行われるよう、実効性のある法律への見直し（法務省）</li> <li>・インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集やより強制力を伴う削除要請を可能とするなど拡散防止に係る法改正等（総務省）</li> </ul>

	意見	質問
川崎市	<p>本市では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、「当該地域の実情に応じた施策」を講じるため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の禁止命令への違反者に対する刑事罰などを設けた「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（以下「市条例」という。）」を令和元年12月に制定しています。</p> <p>そもそも、法に定義があり、解釈についても一定のガイドラインが示されている「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」（市条例でも定義を引用）と「ヘイトスピーチ」では、後者の方を広く捉える傾向が一般国民の間で見られ、市条例の施行以来、本市では「法及び市条例に基づき『ヘイトスピーチ』を規制せよ」という声をいただくことが増えています。</p> <p>このため、市条例施行以後、本市では「ヘイトスピーチ」という用語の使用を控えるとともに、法及び市条例の対象となるのは「ヘイトスピーチ」ではなく「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」であり、両者は必ずしも一致するものではないことを説明してきました。</p> <p>しかしながら、現在のように、「ヘイトスピーチ」の方が浸透していると、「ヘイトスピーチ」の概念に合うように、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の拡大解釈を求める声が高まり、「表現の自由」の不当な抑制につながりかねないと認識しています。</p> <p>つきましては、今後は、国及び他の地方公共団体におかれても、誤解を招きやすい「ヘイトスピーチ」という用語の使用を控えるか、誤解を招かないような工夫が必要と考えます。</p>	<p>①上記意見に関わりますが、貴組織では、「ヘイトスピーチ」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の使い分けをどのように対応されているでしょうか。また、その点について、外部から指摘を受けることはあるでしょうか。</p> <p>②法の成立後、日本人に対する不当な差別的言動に対応した法令がないことをもって日本人差別を生み出しているという意見・抗議等が、貴組織には寄せられているでしょうか。その場合、どのように対応・回答しているでしょうか。</p> <p>③国では、本邦外出身者以外の者（日本人）に対する不当な差別的言動について、何らかの対処を行うための検討は進んでいるのでしょうか。</p>

	意見	質問
大阪府	<p>○地方公共団体が削除要請した事案の進捗状況の開示は、地方公共団体が、インターネットを通じて行われる不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施する上で、何がヘイトスピーチに当たるか、ヘイトスピーチへの対応のあり方などについて、全国一律な基準がない中、こういったものの運用事例を共有することは有益であり、重要な参考情報になると考えている。</p> <p>こうした理由から、上記事案に係る進捗状況について、地方公共団体の求めに応じて開示していただきたい。</p> <p>なお、進捗状況について、プロバイダとの関係において開示が難しいということであれば、時期を見て、結果（ヘイトスピーチとしての違法性を判断し、プロバイダに削除要請したか否か、プロバイダは削除したか否か等）について、支障のない範囲で、地方公共団体に開示していただきたい。</p>	<p>○「本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組に関する法律」に係る参考情報の改訂について、国で情報提供のあり方について検討するとのことだったが、結果などご教示いただきたい。</p> <p>○インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について、その受理件数の内、ヘイトスピーチに関する侵犯として受理されている件数の推移と、その内容（説示・削除要請など）について、国で情報提供を検討するとのことだったが、結果など具体的な内容を教えていただきたい。</p>

	意見	質問
大阪市	なし	<p>地方公共団体がヘイトスピーチを認定しプロバイダに削除を要請しても、プロバイダが発信者との争いを恐れて削除に応じない場合もあります。地方公共団体が実効性のある施策を推進するためには、国において、こうしたプロバイダによる削除行為の責任を免除できるよう、関係法令の改正を行う等の措置を講じることが必要であると考えています。こうしたことを含め、大阪市では国において必要な措置を講じられるよう要望を行ってきたところです。</p> <p>一方で、法務省におかれましては、人権擁護局調査救済課長名で平成31年3月8日付け「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」を全国の法務局に依命通知されています。法務局によるインターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対処がどのような効果をあげつつあるのか、その状況について、件数の数値や事例の概要を挙げていただくなどして、ご教示の程お願いいたします。</p>
京都府	<p>本府が、インターネット上のヘイトスピーチと思われる書き込み等を発見した場合、その内容を精査の上、表現の自由にも関わることから法務省の判断も踏まえた対応が必要との考えのもと法務省（京都地方法務局）に対してプロバイダー等への削除要請を依頼している。しかしながら、その後の法務省の対応結果については、人権侵犯事件として扱うため一切の情報を公開できない、情報提供者に対して結果を回答する制度はないとの見解であるが、せめて対応の有無、対応しない場合の理由について今後の本府の取組の参考とするため情報提供をお願いしたい。</p>	<p>選挙活動において「法が定義するヘイトスピーチ」が明らかに行われている場合及び行われる可能性があるとの情報提供があった場合の法務省の対応についてご教示いただきたい。</p>

	意見	質問
京都市	なし	<p>現在、選挙運動等として行われる不当な差別的言動への対応については、公職選挙法の規定や平成31年3月12日付の法務省の事務連絡等を参考にすると、救済については事後的な措置が基本であることから、事前に演説を止めさせることは難しいとの見解を持っている。</p> <p>今後、2年後の統一地方選挙等でも同様の事案が出てくることが予想されるが、選挙運動等として行われる不当な差別的言動への対応について、国としての統一的な基準を発出いただきたいと考えている。</p> <p>については、法務省として、新たな対策を考えておられるのか、また、今後の方針について、どのような考えをお持ちかお聞かせいただきたい。</p> <p>不当な差別的言動への対応を巡って、川崎市では罰則付きの条例が施行されるなど、先進的な対応が行われており、本市でも運用について参考としているが、そもそも「規制」に関する対応を地域ごとに定めることの妥当性については疑問に感じているところであり、国として、統一的に不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある対策をお願いしたいと考えているが、いかがか。</p>

	意見	質問
兵庫県	<p>本県では、「インターネット・モニタリング事業」を平成30年7月から、県内市町と情報共有を図りながら実施し、ヘイトスピーチに該当すると思われるものについては、プロバイダー等への削除要請を行うと共に、神戸地方法務局へ削除依頼を行っている。削除依頼等に際しては、「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」（平成31年3月8日付け、法務省人権擁護局調査救済課長名依頼通知）に併せて「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」（平成30年12月27日付け、法務省人権擁護局調査救済課長名依頼通知）を参考にしており、これらの通知からもプロバイダーが削除を行う例も見られるところである。しかしながら、ヘイトスピーチに関しては、表現の自由の観点から、一地方自治体では、検索時に使用するキーワードを特定することに非常に困窮しており、また、削除依頼等を行って行く上での情報が少ないことから、モニタリング結果の取扱いに苦慮している。ついては、国において、ヘイトスピーチに該当する言葉、表現等を特定して、同和問題（部落差別）に関する通知と同様に、ヘイトスピーチに関しても具体的な対応の通知を発出され、悪質な差別的書き込みの削除について実効性を担保願いたい。</p>	なし

	意見	質問
兵庫県 尼崎市	<p>・インターネット上におけるヘイトスピーチの対応について インターネット上には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」にあたる内容の表現が多数書き込まれているが、特定の個人を対象としていない場合は被害者を特定できず、現実的には削除ができない状況にあるため、国においては法的な措置を含めた対応についてご検討いただきたい。</p> <p>・公の施設の利用制限についての考え方について ヘイトスピーチにかかる公の施設等の使用の制限については、ヘイトスピーチ解消法には直接の禁止規定はないが、施設管理上は想定される事態であり、また公共施設の利用制限については慎重な意見もあることから対応に苦慮している。 事前規制の基準を設けている先進自治体もあるが、各自治体における運用に差が生じることも懸念しており、国において公の施設等の利用の制限に関するガイドラインの策定をご検討いただきたい。</p>	なし
福岡市	なし	<p>・人権侵犯事件の調査の結果、法務局が個別事案についてヘイトスピーチと認定することはあるか。</p> <p>・地方公共団体等の公的機関が法務局へ通報した際の対応状況の共有について、検討されているか。</p>